

## 熊本バス株式会社に対する買取決定等について

2015年4月3日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構は、下記の再生支援対象事業者について、2015年2月13日に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行っていましたが、関係金融機関等との合意が整ったこと等を踏まえ、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

熊本バス株式会社

### 2. 一般の債権の取扱い

関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

### ※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上